## ◎新潟県告示第299号

港湾法(昭和25年法律第218号)第43条の11第6項の規定により、平成26年3月7日付けで、次のとおり国際拠点港湾である新潟港の埠頭群を運営する者(以下「港湾運営会社」という。)を指定した。

平成26年3月7日

新潟港港湾管理者 新 潟 県 代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 港湾運営会社の商号及び本店の所在地
  - (1) 商号

株式会社新潟国際貿易ターミナル

- (2) 本店の所在地 新潟市北区横土居 3228-2
- 2 意見書の処理の経過 意見書の提出なし
- 3 指定の理由
  - (1) 埠頭群の運営の事業の内容が当該国際拠点港湾の港湾計画に適合するものであると認められる。
  - (2) (1)のほか、株式会社新潟国際貿易ターミナルは、埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであると認められる。
  - (3) 株式会社新潟国際貿易ターミナルは、埠頭群を運営することについて十分な経理基礎を有するものであると認められる。
  - (4) 以上により、株式会社新潟国際貿易ターミナルは、港湾法第43条の11第6項各号に掲げる要件を備えていると認められる。